

広島県告示第五百九十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によって、三次市君田町の次の表の上欄に掲げる区域を同表下欄に掲げる字の区域に変更する旨、三次市長から届出があった。

平成二十年六月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

上 欄		下 欄	
町名等	字	町名等	字
君田町 東入君	大番ノ木	君田町 東入君	八反田
	木呂田山		中山
	中山		木呂田山
	木呂田		大番ノ木
	八反田		
森原			

右の表の上欄の区域には、これらの区域に隣接介在する道路・水路である国有地の全部を含む。